

医療計画、地域医療構想との整合性について

厚生労働省 老健局 介護保険計画課

「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定) [抜粋]

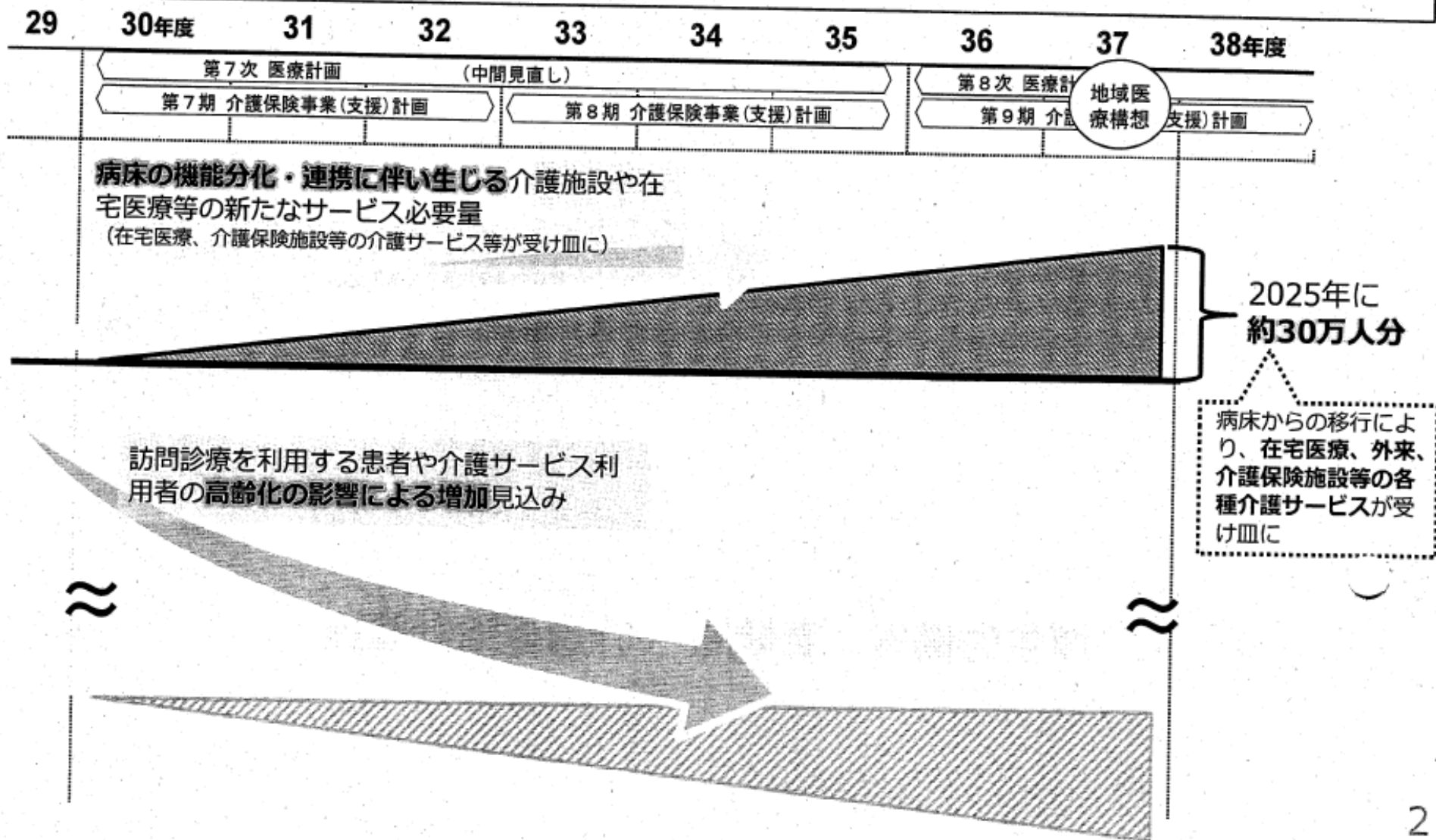
② 地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の統合的な策定等

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と統合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

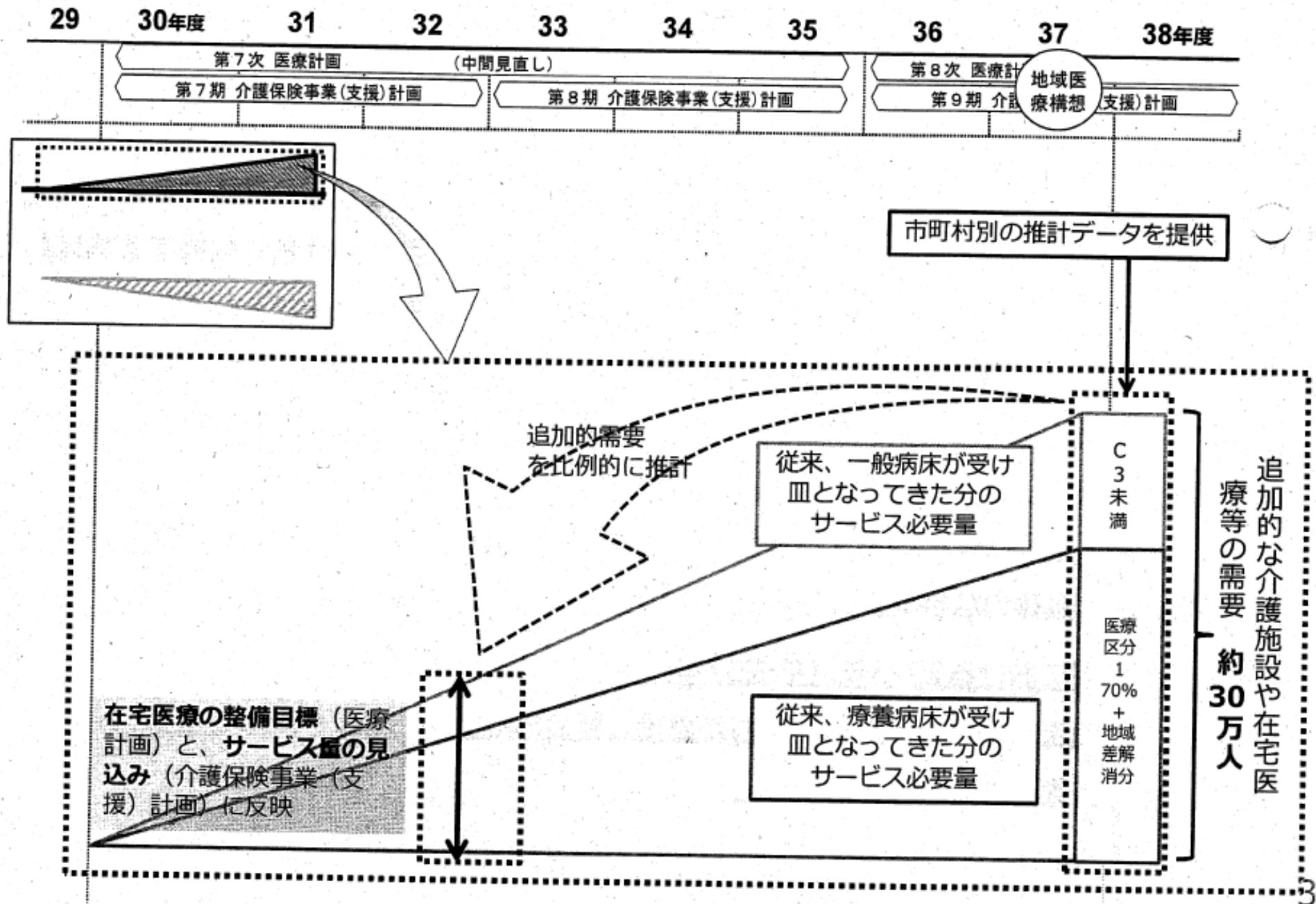
地域医療構想における2025年(平成37年)の介護施設、在宅医療等の追加的必要量(30万人程度)を踏まえ、都道府県、市町村が協議し統合的な整備目標・見込み量を立てる上で推計の考え方等を本年夏までに示す。

1. 地域医療構想を踏まえた2025年における介護施設・在宅医療等のイメージ

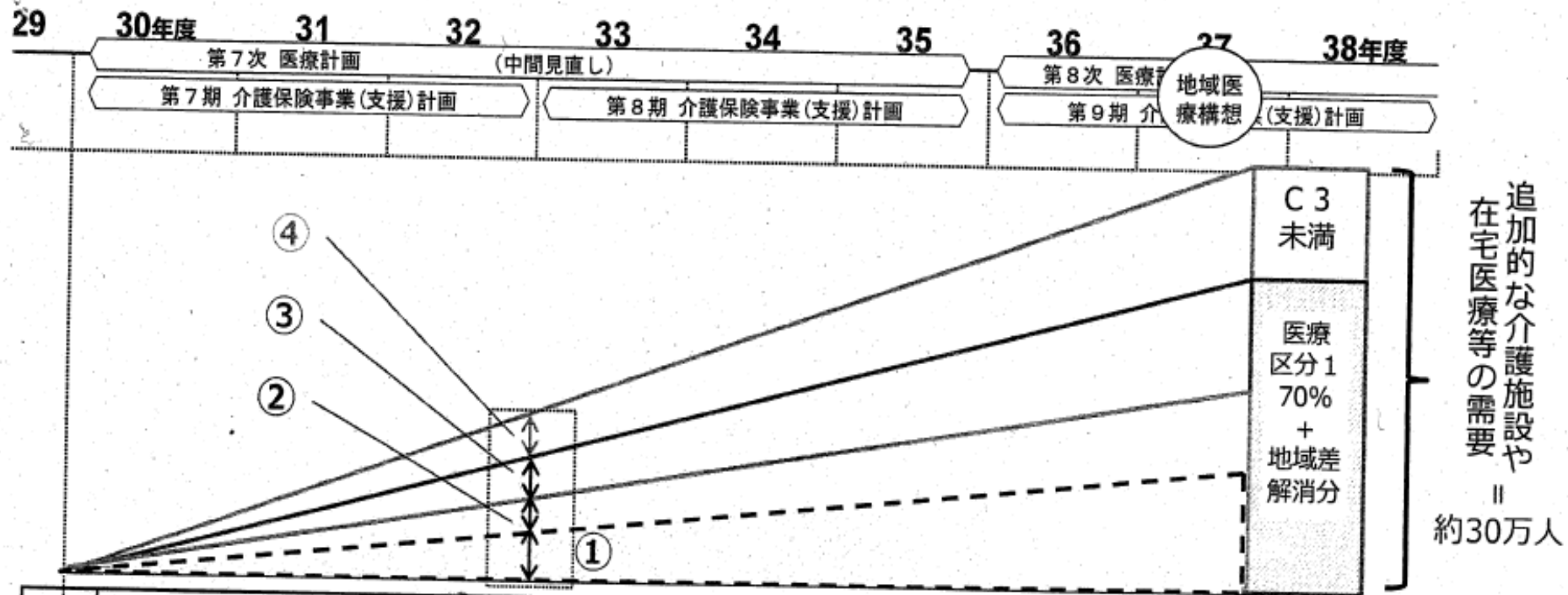
- 2025年に向け、在宅医療や介護サービスの需要は、「高齢化の進展」や「地域医療構想による病床の機能分化・連携」により増加する見込み。
- こうした需要の増大に確実に対応していくための提供体制を、都道府県・市町村、関係団体が一体となって構築していくことが重要。



2. 医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量との関係①



3. 医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量との関係②



医療計画、介護保険事業（支援）計画におけるサービス需要の考え方	
①	既存の介護療養型医療施設や医療療養病床が、介護医療院、老人保健施設又は特別養護老人ホームへ移行することにより、介護サービスが受け皿となる分（介護療養型医療施設については移行前後で介護サービスとしての受け皿であることに変わりはない）
②	①以外の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等について、介護医療院、老人保健施設又は特別養護老人ホームが受け皿となる分
③	①以外の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等について、在宅医療及び介護サービス（在宅サービス・居住系サービス）が受け皿となる分 （既存の介護療養型医療施設や医療療養病床が、特定施設入居者生活介護等に移行する場合も含む）
④	外来が受け皿となる分（介護サービスについては、利用者の状態像が明らかではなく必ずしも定量的な介護サービスの受け皿の推計ができるわけではない）

4. 医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量との関係③

医療計画における平成32年度の在宅医療の整備目標（③に相当する在宅医療の受け皿）の考え方	第7期介護保険事業（支援）計画におけるサービスの見込み量（①～④に相当するサービスの受け皿）の考え方	
	第7期	平成37年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ ①の部分は、介護療養型医療施設や医療療養病床に対する転換意向調査を実施し、これにより把握した意向を下限としつつ、適切な量を見込む。 ○ 追加的需要の多くは①であるが、2025年の追加的需要を比例的に推計した平成32年度の追加的 Need から、①及び④を除いた部分について、各種調査結果やデータを活用して②と③に機械的に案分した上で、③を在宅医療の整備目標として位置づける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①の部分は、介護療養型医療施設や医療療養病床に対する転換意向調査を実施し、これにより把握した意向を下限としつつ、適切な量を見込む。「介護療養型医療施設」「介護医療院」等のサービスの見込み量に反映される。 ○ 追加的 Need の多くは①であるが、②、③の部分については、上記の転換意向調査等を踏まえ、介護療養型医療施設や医療療養病床から、在宅サービス、居住系サービスに移行するものや、いずれの介護サービスにも移行せずに病床廃止するものについて適切に見込む。 ○ さらに、地域医療構想調整会議等の検討状況や医療機関の動向、これまでの介護サービスの提供体制の整備状況や今後の人口の推移・高齢化の動向等（右記の考え方を参照）を踏まえつつ、第7期の見込み量（自然体推計+施策反映の推計）全体の動向を踏まえ、第7次医療計画の在宅医療の整備目標と整合的になるよう、見込み量を検討し、設定 ○ ④の部分については、利用者の状態像が明らかではなく必ずしも定量的な介護サービスの受け皿の推計ができるわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①の部分は、介護療養型医療施設や医療療養病床に対する転換意向調査を実施し、これにより把握した意向を下限としつつ、適切な量を見込む。「介護療養型医療施設・介護医療院」等のサービスの見込み量に反映される。 ○ 追加的 Need の多くは①であるが、②、③の部分については、上記の転換意向調査等を踏まえ、介護療養型医療施設や医療療養病床から、在宅サービス、居住系サービスに移行するものや、いずれの介護サービスにも移行せずに病床廃止するものについて適切に見込む。 ○ さらに、介護サービスの量を、2025年の全体の見込み量推計に追加して推計するに当たっては各種調査結果やデータを活用して、サービス種類ごとに按分した上で、介護サービス量の推計に反映させる。 (なお、これまで、様々な取組により医療から介護への移行が進められてきており、保険者によっては、こうした中で既に病床から在宅医療や介護サービスの利用への移行について、一定程度勘案されている場合もあると考えられること。)
<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、必要な追加的 Need に対して、第7期分において十分な受け皿整備がなされない場合には、第8期に繰り越して対応する必要があることについて、十分留意すること。 		

平成37年(2025年)における各市町の介護施設、在宅医療等の追加的需要の機械的試算

(厚生労働省資料) (人/日)

【県庁で推計】

【当圏域の状況1】

市区町村	年齢階級	計	(療養病床分)		(一般病床分) C3未満	(参考) 訪問診療
			医療区分1 70%	地域差解消		
近江八幡市	0~39歳	-	-	-	2.37	4.98
近江八幡市	40~64歳	6.16	1.86	4.3	7.45	7.68
近江八幡市	65~74歳	12.3	3.93	8.37	12.37	29.4
近江八幡市	75歳以上	128.9	43.65	85.24	48.55	350.21
近江八幡市	合計	147.36	49.44	97.91	70.74	392.27
東近江市	0~39歳	-	-	-	3.26	6.83
東近江市	40~64歳	8.13	2.46	5.67	9.83	10.13
東近江市	65~74歳	17.3	5.53	11.77	17.4	41.36
東近江市	75歳以上	179.24	60.71	118.54	67.52	487
東近江市	合計	204.67	68.7	135.98	98.01	545.32
日野町	0~39歳	-	-	-	0.61	1.28
日野町	40~64歳	1.67	0.51	1.17	2.02	2.09
日野町	65~74歳	3.7	1.18	2.52	3.72	8.85
日野町	75歳以上	36.88	12.49	24.39	13.89	100.2
日野町	合計	42.25	14.18	28.08	20.24	112.42
竜王町	0~39歳	-	-	-	0.35	0.74
竜王町	40~64歳	0.83	0.25	0.58	1	1.03
竜王町	65~74歳	1.99	0.64	1.35	2	4.75
竜王町	75歳以上	18.06	6.12	11.94	6.8	49.06
竜王町	合計	20.88	7.01	13.87	10.15	55.58
東近江圏域	0~39歳	0	0	0	6.59	13.83
東近江圏域	40~64歳	16.79	5.08	11.72	20.3	20.93
東近江圏域	65~74歳	35.29	11.28	24.01	35.49	84.36
東近江圏域	75歳以上	363.08	122.97	240.11	136.76	986.47
東近江圏域	合計	415.16	139.33	275.84	199.14	1105.59

平成32年度の推計	【平成37年の3/8年経過】	
(65歳以上)	うち在宅医療	うち介護施設

調査から 在宅:施設=1:3の比率

市町介護保険事業計画上の考え方

近江八幡市		
52.95	13.24	39.71

10月12日現在の考え方は別添のとおり

東近江市		
73.71	18.43	55.28



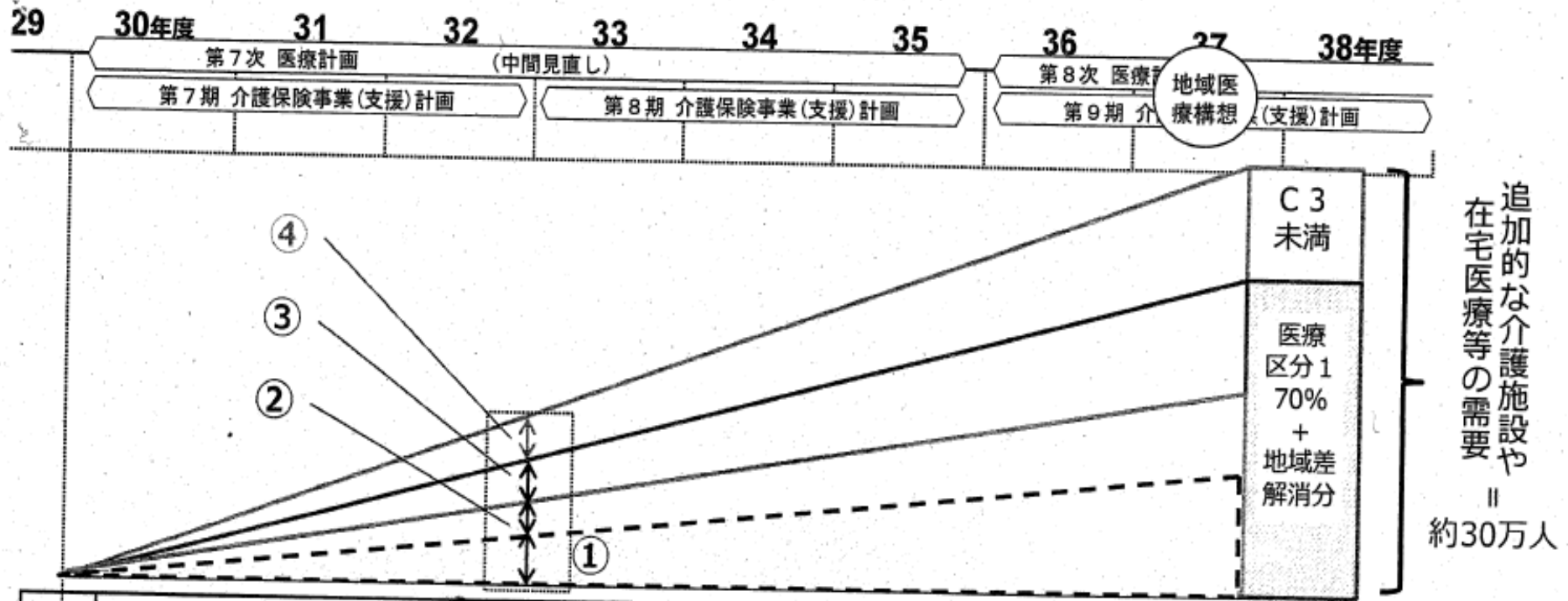
日野町		
15.22	3.80	11.41

竜王町		
7.52	1.88	5.64

東近江圏域		
149.39	37.35	112.04

3. 医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量との関係②

【当圏域の状況2】



・①～③について管内市町は、施設分として一定数の特別養護老人ホーム(広域型および地域密着型)の整備、在宅分として、認知症グループホームの整備と既存の在宅サービスに一定数を見込んで需要増に対応見込み

・④については、介護サービスが必要かどうかを検討中